府　令

○内閣府令第十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣　菅　　義偉

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定であつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中間業務報告書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２　第　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］ （純資産の部） ［略］ 評価・換算差額等合計 株式引受権 ［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

改正前

別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中間業務報告書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２　第　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］ （純資産の部） ［同左］ 評価・換算差額等合計 ［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	